本州四国連絡高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告平成23年第３号

本州四国連絡高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告した「料金の額及び徴収期間」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成23年３月31日　　本州四国連絡高速道路株式会社　代表取締役社長　伊藤　周雄

記

2⑵を次のとおり改める。

⑵　通行止めに伴う料金調整

１に定める高速道路（以下「本四道路」という。）の料金の額のうち、通行止めによって本四道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い、当該迂回経路の終点となるインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車又は迂回する経路がないため途中流出を行ったインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車が通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、別表２⑴、同表２⑵及び同表２⑶並びに別表３に掲げる再流入後の区間の料金の額から以下の額を控除したものとします。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	150円	150円	200円	350円

㈱　本表において、「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表１の車種区分をいう。

2⑶ハ㈡中「第82条の２及び第83条」を「第１条、第124条及び第134条」に改める。

2⑶中のチからツを次のとおり改める。

チ　平日夜間割引

㈠　割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日（以下これらを総称して「休日」という。）以外の日に、次の①から③に定める通行をするＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。）。

①　神戸淡路鳴門自動車道

ａ　次の㈠から㈥のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前４時から午前６時までの間又は午後８時から翌午前０時までの間に通行する。

㈠　㈱①に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出又は同③に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

㈡　㈱①に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

㈢　㈱③に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出（ただし、㈥に定める通行を除く。）。

㈣　㈱②に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、㈥に定める通行を除く。）。

㈤　㈱①に定めるインターチェンジから流入及び流出又は同③に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、㈥に定める通行を除く。）。

㈥　㈱②又は③に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して同②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

ｂ　次の㈠から㈣のいずれかの通行をし、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前４時から午前７時までの間又は午後８時から翌午前１時までの間に連続して通行する。

㈠　高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線（以下「山陽自動車道」という。）から連続して通行し、㈱③に定めるインターチェンジを流出又は高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線（以下「高松自動車道」という。）から連続して通行し、同①に定めるインターチェンジを流出。

㈡　山陽自動車道から連続して通行し、㈱②に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同②に定めるインターチェンジを流出（ただし、㈣に定める通行を除く。）。

㈢　山陽自動車道から連続して通行し、㈱①に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同③に定めるインターチェンジを流出（ただし、㈣に定める通行を除く。）。

㈣　高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して㈱②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

②　瀬戸中央自動車道

ａ　瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前４時から午前６時までの間又は午後８時から翌午前０時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

ｂ　山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかの流出するインターチェンジの料金所を、午前４時から午前７時までの間又は午後８時から翌午前１時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

③　西瀬戸自動車道

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前４時から午前６時までの間又は午後８時から翌午前０時までの間に通行する。

㈡　割引適用区間

①　神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。

②　瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。

③　西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。